

◎佐賀県条例第9号

佐賀県部設置条例

佐賀県本部設置条例（平成16年佐賀県条例第2号）の全部を改正する。

（部の設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。

- (1) 政策部
- (2) 総務部
- (3) 地域交流部
- (4) 県民環境部
- (5) 健康福祉部
- (6) 産業労働部
- (7) 農林水産部
- (8) 県土整備部

（部の分掌事務）

第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 政策部
 - ア 県政の基本方針に関する事。
 - イ 特に重要な施策の企画及び調整に関する事。
 - ウ 議会に関する事。
 - エ 危機管理に関する事。
 - オ 県の行政システムに関する事。
- (2) 総務部
 - ア 任免その他職員の身分に関する事。
 - イ 県の予算、税その他の財務に関する事。
 - ウ 統計に関する事。
 - エ 情報化に関する事。
 - オ その他他部の分掌事務に属しない事。
- (3) 地域交流部

- ア 地域振興に関する事。
- イ 市町その他の地方公共団体の行政一般に関する事。
- ウ 国際施策の総合的推進及び総合調整に関する事。
- エ 文化及びスポーツに関する事。
- オ 観光に関する事。

(4) 県民環境部

- ア 県民協働の推進に関する事。
- イ 県民生活に関する事。
- ウ 暮らしの安全に関する事。
- エ 環境の保全に関する事。

(5) 健康福祉部

- ア 健康づくりに関する事。
- イ 社会福祉に関する事。
- ウ 社会保障に関する事。
- エ 保健及び医療に関する事。
- オ 男女共同参画及びこどもに関する事。

(6) 産業労働部

- ア 商業、工業その他の産業の振興に関する事。
- イ 流通に関する事。
- ウ 雇用及び労働に関する事。

(7) 農林水産部

- ア 農業、林業及び水産業に関する事。
- イ 農産物、林産物及び水産物に関する事。
- ウ 農山漁村に関する事。
- エ 土地改良に関する事。

(8) 県土整備部

- ア 道路及び河川に関する事。
- イ 都市計画に関する事。
- ウ 住宅及び建築に関する事。

エ その他県土整備に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(佐賀県防災会議条例の一部改正)
- 2 佐賀県防災会議条例（昭和37年佐賀県条例第47号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第6条 会議の庶務は、佐賀県統括本部において処理する。	(庶務) 第6条 会議の庶務は、佐賀県政策部において処理する。

(佐賀県災害対策本部条例の一部改正)

- 3 佐賀県災害対策本部条例（昭和37年佐賀県条例第48号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第5条 災害対策本部の庶務は、佐賀県統括本部において処理する。	(庶務) 第5条 災害対策本部の庶務は、佐賀県政策部において処理する。

(佐賀県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

- 4 佐賀県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成17年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第14条 審査会の庶務は、佐賀県経営支援本部において処理する。	(庶務) 第14条 審査会の庶務は、佐賀県総務部において処理する。

(佐賀県公益認定等審議会条例の一部改正)

- 5 佐賀県公益認定等審議会条例（平成20年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(庶務)</p> <p>第11条 審議会の庶務は、佐賀県経営支援本部において処理する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、知事は、審議会の庶務のうち規則で定めるものを佐賀県経営支援本部以外の本部又は他の執行機関において処理させることができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(庶務)</p> <p>第11条 審議会の庶務は、佐賀県総務部において処理する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、知事は、審議会の庶務のうち規則で定めるものを佐賀県総務部以外の部又は他の執行機関において処理させることができる。</p> <p>3 略</p>

(佐賀県行政不服審査法施行条例の一部改正)

- 6 佐賀県行政不服審査法施行条例（平成27年佐賀県条例第41号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(庶務)</p> <p>第10条 審査会の庶務は、佐賀県経営支援本部において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第10条 審査会の庶務は、佐賀県総務部において処理する。</p>

(佐賀県特別職報酬等審議会条例の一部改正)

- 7 佐賀県特別職報酬等審議会条例（昭和39年佐賀県条例第31号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、経営支援本部において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、佐賀県総務部において処理する。</p>

(佐賀県固定資産評価審議会条例の一部改正)

- 8 佐賀県固定資産評価審議会条例（昭和37年佐賀県条例第27号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(庶務)</p> <p>第4条 審議会の庶務は、佐賀県経営支援本部において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第4条 審議会の庶務は、佐賀県地域交流部において処理する。</p>

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

- 9 住民基本台帳法施行条例（平成14年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第10条 審議会の庶務は、佐賀県経営支援本部において処理する。	(庶務) 第10条 審議会の庶務は、佐賀県地域交流部において処理する。

(佐賀県男女共同参画推進条例の一部改正)

- 10 佐賀県男女共同参画推進条例（平成13年佐賀県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第23条 審議会の庶務は、佐賀県くらし環境本部において処理する。	(庶務) 第23条 審議会の庶務は、佐賀県健康福祉部において処理する。

(佐賀県交通安全対策会議の組織及び運営に関する条例の一部改正)

- 11 佐賀県交通安全対策会議の組織及び運営に関する条例（昭和45年佐賀県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第6条 会議の庶務は、佐賀県くらし環境本部において処理する。	(庶務) 第6条 会議の庶務は、佐賀県県民環境部において処理する。

(佐賀県公害紛争処理条例の一部改正)

- 12 佐賀県公害紛争処理条例（昭和45年佐賀県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(審査会の庶務) 第5条 審査会の庶務は、佐賀県くらし環境本部において処理する。	(審査会の庶務) 第5条 審査会の庶務は、佐賀県県民環境部において処理する。

(佐賀県環境審議会条例の一部改正)

- 13 佐賀県環境審議会条例（平成6年佐賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、佐賀県 <u>くらし環境本部</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、佐賀県 <u>県民環境部</u> において処理する。

(佐賀県環境影響評価条例の一部改正)

- 14 佐賀県環境影響評価条例（平成11年佐賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第40条 審査会の庶務は、佐賀県 <u>くらし環境本部</u> において処理する。	(庶務) 第40条 審査会の庶務は、佐賀県 <u>県民環境部</u> において処理する。

(佐賀県生涯学習審議会条例の一部改正)

- 15 佐賀県生涯学習審議会条例（平成6年佐賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、佐賀県 <u>くらし環境本部</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、佐賀県 <u>県民環境部</u> において処理する。

(佐賀県スポーツ推進審議会条例の一部改正)

- 16 佐賀県スポーツ推進審議会条例（昭和37年佐賀県条例第13号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>くらし環境本部</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>佐賀県地域交流部</u> において処理する。

(佐賀県社会福祉審議会条例の一部改正)

- 17 佐賀県社会福祉審議会条例（平成12年佐賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、佐賀県健康福祉本部において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、佐賀県健康福祉部において処理する。

(佐賀県介護保険法施行条例の一部改正)

18 佐賀県介護保険法施行条例（平成25年佐賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第17条 審査会の庶務は、佐賀県健康福祉本部において処理する。	(庶務) 第17条 審査会の庶務は、佐賀県健康福祉部において処理する。

(佐賀県精神保健福祉審議会条例の一部改正)

19 佐賀県精神保健福祉審議会条例（昭和40年佐賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、佐賀県健康福祉本部において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、佐賀県健康福祉部において処理する。

(佐賀県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

20 佐賀県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年佐賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第5条 審査会の庶務は、佐賀県健康福祉本部において処理する。	(庶務) 第5条 審査会の庶務は、佐賀県健康福祉部において処理する。

(佐賀県障害児通所給付費等不服審査会条例の一部改正)

21 佐賀県障害児通所給付費等不服審査会条例（平成24年佐賀県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第5条 審査会の庶務は、佐賀県健康福祉本部において処理する。	(庶務) 第5条 審査会の庶務は、佐賀県健康福祉部において処理する。

(佐賀県准看護師試験委員条例の一部改正)

22 佐賀県准看護師試験委員条例（昭和27年佐賀県条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(委員長及び副委員長) 第4条 略 2 委員長は健康福祉本部長、副委員長は健康福祉本部副本部長の職にある委員をもってあてる。 3・4 略	(委員長及び副委員長) 第4条 略 2 委員長は健康福祉部長、副委員長は健康福祉部副部長の職にある委員をもってあてる。 3・4 略

(地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館評価委員会条例の一部改正)

23 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館評価委員会条例（平成20年佐賀県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、佐賀県健康福祉本部において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、佐賀県健康福祉部において処理する。

(佐賀県薬事審議会設置条例の一部改正)

24 佐賀県薬事審議会設置条例（昭和36年佐賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、佐賀県健康福祉本部において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、佐賀県健康福祉部において処理する。

(佐賀県生活衛生適正化審議会の組織及び運営に関する条例の一部改正)

- 25 佐賀県生活衛生適正化審議会の組織及び運営に関する条例（平成11年佐賀県条例第42号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、佐賀県 <u>健康福祉本部</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、佐賀県 <u>健康福祉部</u> において処理する。

(佐賀県農政審議会条例の一部改正)

- 26 佐賀県農政審議会条例（昭和48年佐賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、佐賀県 <u>農林水産商工本部</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、佐賀県 <u>農林水産部</u> において処理する。

(佐賀県大規模小売店舗立地審議会条例の一部改正)

- 27 佐賀県大規模小売店舗立地審議会条例（平成12年佐賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、佐賀県 <u>農林水産商工本部</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、佐賀県 <u>産業労働部</u> において処理する。

(佐賀県農村地域工業等導入対策審議会条例の一部改正)

- 28 佐賀県農村地域工業等導入対策審議会条例（昭和46年佐賀県条例第27号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、佐賀県 <u>農林水産商工本部</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、佐賀県 <u>産業労働部</u> において処理する。

改正前	改正後
る。	

(佐賀県酪農及び肉用牛生産振興審議会条例の一部改正)

- 29 佐賀県酪農及び肉用牛生産振興審議会条例（昭和59年佐賀県条例第12号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、佐賀県 <u>農林水産商工本部</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、佐賀県 <u>農林水産部</u> において処理する。

(佐賀県水産振興審議会条例の一部改正)

- 30 佐賀県水産振興審議会条例（昭和51年佐賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、佐賀県 <u>農林水産商工本部</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、佐賀県 <u>農林水産部</u> において処理する。

(佐賀県建設業審議会設置条例の一部改正)

- 31 佐賀県建設業審議会設置条例（昭和31年佐賀県条例第41号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(審議会の庶務) 第8条 審議会の庶務は、佐賀県 <u>県土づくり本部</u> において処理する。	(審議会の庶務) 第8条 審議会の庶務は、佐賀県 <u>県土整備部</u> において処理する。

(佐賀県国土利用計画審議会の組織及び運営に関する条例の一部改正)

- 32 佐賀県国土利用計画審議会の組織及び運営に関する条例（昭和49年佐賀県条例第39号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、佐賀県県土づくり本部において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、佐賀県県土整備部において処理する。

(佐賀県土地利用審査会の組織及び運営に関する条例の一部改正)

33 佐賀県土地利用審査会の組織及び運営に関する条例（昭和49年佐賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第5条 審査会の庶務は、佐賀県県土づくり本部において処理する。	(庶務) 第5条 審査会の庶務は、佐賀県県土整備部において処理する。

(佐賀県土地収用法施行条例の一部改正)

34 佐賀県土地収用法施行条例（平成14年佐賀県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、佐賀県県土づくり本部において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、佐賀県県土整備部において処理する。

(佐賀県都市計画審議会の組織及び運営に関する条例の一部改正)

35 佐賀県都市計画審議会の組織及び運営に関する条例（昭和44年佐賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、佐賀県県土づくり本部において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、佐賀県県土整備部において処理する。

(佐賀県開発審査会の組織及び運営に関する条例の一部改正)

36 佐賀県開発審査会の組織及び運営に関する条例（昭和45年佐賀県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第6条 審査会の庶務は、佐賀県 <u>県土づくり本部</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審査会の庶務は、佐賀県 <u>県土整備部</u> において処理する。

(佐賀県建築審査会条例の一部改正)

37 佐賀県建築審査会条例（昭和25年佐賀県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(事務所) 第8条 審査会の事務所は、佐賀県 <u>県土づくり本部</u> に置く。	(事務所) 第8条 審査会の事務所は、佐賀県 <u>県土整備部</u> に置く。

(佐賀県水防協議会条例の一部改正)

38 佐賀県水防協議会条例（昭和24年佐賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
第2条 協議会は、その事務所を佐賀県 <u>県土づくり本部</u> に置く。	第2条 協議会は、その事務所を佐賀県 <u>県土整備部</u> に置く。

(唐津港地方港湾審議会条例の一部改正)

39 唐津港地方港湾審議会条例（昭和49年佐賀県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、佐賀県 <u>県土づくり本部</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、佐賀県 <u>地域交流部</u> において処理する。

(伊万里港地方港湾審議会条例の一部改正)

40 伊万里港地方港湾審議会条例（昭和49年佐賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、佐賀県 <u>県土づくり本部</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、佐賀県 <u>地域交流部</u> において処理する。